

議案第58号

湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月11日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第58号

湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
略				略			
泊相撲場		湯梨浜町大字泊27番地1		泊相撲場		湯梨浜町大字泊27番地1	
東郷運動場		湯梨浜町大字久見136番地1		東郷運動場		湯梨浜町大字久見136番地1	
(利用時間)				(利用時間)			
第5条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は事情によりこれを変更することができる。				第5条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は事情によりこれを変更することができる。			
名称		利用時間		名称		利用時間	
略				略			
泊相撲場		午前5時00分～午後7時00分		泊相撲場		午前5時00分～午後7時00分	
東郷運動場		午前5時00分～午後7時00分		東郷運動場		午前5時00分～午後7時00分	
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
湯梨浜町体育施設使用料				湯梨浜町体育施設使用料			
施設名		区分		施設名		区分	
		使用料				使用料	
		1時間につき				1時間につき	
北浜体育館	一般	町民、一般、高校生	円 200	北浜体育館	一般	町民、一般、高校生	円 200

泊体育館 東郷体育館	利 用		中学生以下	100	泊体育館 東郷体育館	利 用		中学生以下	100
		町外者	一般、高校生	600			町外者	一般、高校生	600
			中学生以下	300				中学生以下	300
	特別利用	集会	1,200	特別利用		集会	1,200		
		興行、物品販売	2,400			興行、物品販売	2,400		
略					東郷運動場				
					東郷運動場	町民		一般、高校生	100
									中学生以下
						町外者		一般、高校生	300
									中学生以下
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。